

令和5年第9回
曾於市農業委員会總會議事録

令和5年9月20日
曾於市農業委員会

第9回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和5年9月20日（水） 午前9時

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○				

4 欠席委員

推進委員 ○○○○○, ○○○○○, ○○○○○, ○○○○○

5 議事録署名委員 6番 ○○○○○, 7番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
農 政 課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和5年9月20日（水） 午前9時50分

令和5年第9回曾於市農業委員会総会日程

令和5年9月20日（水）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第72号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第73号 農地法第5条による許可申請について

議案第74号 非農地証明願について

議案第75号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第76号 農用地等のあっせんについて

議案第77号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第78号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告

報告第9号 合意解約等の報告

4 その他

令和5年第9回曾於市農業委員会総会

令和5年9月20日（水） 午前9時

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。8月、9月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第9回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。6番〇〇〇〇〇委員、7番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第72号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉90号について、9月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得するに農地には園芸用樹木を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉91号について、9月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は知人です。渡人が耕作できないため、受人に無償で譲渡するものです。なお、転用の意思はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

末吉92号について、9月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は受人である法人の役員です。また、この法人は、農地所有適格法人の届けも既に提出されています。調査結果の総合意見は、取得する農地の田には水稻、畑には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉93号について、9月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は親戚です。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

財部94号、財部95号について、9月10日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。この2件は水田の交換ですので、まとめて報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。この土地は、親の代から交換して耕作していたものを子孫に迷惑をかけないように正常にするものです。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第72号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第73号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○7番委員（○○○○○）

末吉49号について、9月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、向江東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の可能性は、既に転用許可済の隣接地6250番9外2筆と一体利用するもので確実と思われれます。位置は第3種農地に該当します。計画面積は、通路を整備する面積として全体で53㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思われれます。排水等は、雨水のみで水路へ放流することから適当と思われれます。被害防除は、現状のまま利用し、誓約書も添付されていることから、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はないと思われれます。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、通路を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉50号について、9月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、上麓自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地、西が宅地、南が宅地、北が道を挟んで宅地と畑です。目的実現の可能性は、通帳の写しが添付されており確実と思われれます。位置は第3種農地に該当します。計画面積は、一般住宅、カーポートを整備する面積として、全体で336㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は側溝へ放流し、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われれます。被害防除は、周囲はブロック塀を設置し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅51号について、9月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、東桜ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで山林、南が畑、北が墓地です。目的実現の可能性は、融資証明書が添付されており確実と思われれます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、一般住宅を整備する面積として、全体で504㎡であり、一般住宅基準の500㎡を超えていますが、理由書のとおり利用できない面積を差し引くと450㎡となり、適当と思われれます。排水等については、雨水は南側の側溝へ放流するもので適当と思われれます。被害防除は、ブロックを設置し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、大隅52号について、9月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は東桜ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで山林、南が道を挟んで畑、北が墓地です。目的実現の可能性は、費用を生じないことから確実と思われれます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、通路を整備する面積として全体で49㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等は、自然流下するもので適当と思われれます。被害防除は、誓約書が添付されているため、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のそ

の他の農地に該当し、通路を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

大隅53号について、9月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は神牟礼自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が道を挟んで宅地、南が畑、北が宅地です。目的実現の可能性は、既に転用済みです。位置は、第2種農地に該当します。計画面積は、宅地拡張を既に整備しており全体面積289㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は東の側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除については、誓約書が添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。宅地拡張しており農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部54号について、9月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、葦原自治会内の農地です。周囲の状況は、東側が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が雑種地です。目的実現の可能性は、一般住宅を建築する具体的計画があること、また、住宅ローンの融資内定通知書の写しが添付されており、資力が確認できることから確実と思われます。位置は農地の広がりがないことから、第2種農地に該当します。計画面積は、全体面積421㎡に一般住宅1棟と車庫1棟を設置する計画で、周辺同種施設の状況からみても適当であると思われます。排水等は、合併浄化槽を設置し、雨水ともに西側の道路側溝に放流することから適当と思います。被害防除は、造成等を行わず現状のまま利用し、土砂の流出防止のため周囲にはブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は現在、市外の借家に住んでいますが、両親の自宅が近い申請地に一般住宅を建築しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第73号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第74号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○7番委員（○○○○○）

末吉12号について、9月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は高松自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田と雑種地、西が道を挟んで宅地、南が田と宅地、北が道を挟んで田です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。申請地の東側と南側に田がありますが、排水等の流れ込みが一部あり、側溝の砂を上げるように指導しました。駐車場については、20年以上前に整備されたものであり、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当します。貸駐車場として、20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第74号非農地証明願については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第75号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉7号について、9月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は下市自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が山林です。目的実現の可能性は、農業用倉庫を既に整備しています。位置は第3種農地に該当します。計画面積は、全体面積1,169㎡のうち68.2㎡に農業用倉庫を整備しており、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、転用目的が農業用倉庫です。設置により耕作が不能となる面積が68.2㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第75号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第76号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉108から110までは、私と○○○○○推進委員。末吉111は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉112から114までは、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉115は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉116及び117は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部118から120までは、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉79は継続です。

○7番委員（○○○○○）

末吉80は継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉81は打切りです。

○8番委員（○○○○○）

末吉84は継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉85は成立です。

○13番委員 (○○○○○)

大隅86は継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

財部87は継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部88も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部90も継続です。

○9番委員 (○○○○○)

末吉91, 92, 93は継続です。

○18番委員 (○○○○○)

末吉94は継続でお願いします。

○10番委員 (○○○○○)

末吉96は継続でお願いします。

○15番委員 (○○○○○)

末吉97, 98も継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

財部99も継続でお願いします。

○17番委員 (○○○○○)

財部100も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部101も継続です。

○5番委員 (○○○○○)

財部102, 103も継続でお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

末吉104, 105も継続でお願いします。

○15番委員 (○○○○○)

末吉106も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部107も継続です。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第77号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規6年以上10年未満の財部48から財部51まで、再設定6年以上10年未満の財部142から財部144までを除いて、農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第77号農用地利用集積計画について、利用権設定は、新規6年以上10年未満の財部48から財部51まで、再設定6年以上10年未満の財部142から財部144までを除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

続いて、新規6年以上10年未満の財部48から財部51まで、再設定6年以上10年未満の財部142から財部144までを議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

新規6年以上10年未満の財部48から財部51まで、再設定6年以上10年未満の財部142から財部144までは、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は復席をお願いします。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第78号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第78号農用地利用集積計画について、所有権移転は、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、報告第9号合意解約等の報告については、総会資料の23ページから26ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

○8番委員(〇〇〇〇〇)

審議の終わった案件なんですけど、後から理解し難い感じがあったので、ちょっと質問をさしてください。5条許可申請の大隅53号なんですけど、始末書を後から読んだらどういうことかなと、ちょっと意味が分からないんですけど、転用をした人は、〇〇〇〇〇さんか分からないです

が、そこから持主の〇〇〇〇〇さんですよ、昭和53年の時点で時効取得をしたというのは、どういう意味なんですか。時効取得をした時点で、この申請地は畑だったはずなのに、その時点では農業委員会の許可はとらずに取得できたということなんですか。ちょっと意味が分からないので分かれば説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

今の質問は、農地を取得できたことに対する疑問かと思われませんが、前回の総会で事務局の方が来られた時に時効取得というのがありますという話が少しあったかと思いますが、20年以上管理をしているということで、私もちょっとその手続きは分かりませんが、この証明があれば事務局の方で所有権の移転はできると聞いています。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

それは相続扱いみたいなものですか。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

相続とはちょっと違うみたいで。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

相続扱いだったら、結局ここには上がってこない訳ですよ。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

そうです。農業委員会は通らない手続きですね。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

農業委員会の許可はいらなかったということですか。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

取得するには、いらなかったということです。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

分かりました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

弥五郎どん祭りの協力依頼について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

○推進委員（豊永峯雄）

イノシシ被害に遭わないように放送の依頼について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

今の意見は農政課の方へもつないでおきます。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

事務連絡（9月及び10月の行事予定について）

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

事務連絡（今後の農業経営意向に関する調査の様式変更、委員自らの遊休農地解消作業等について）

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

事務連絡（タブレット使用上の注意点、新任委員への全国農業新聞の購読申込依頼、委員1人当たり2部の全国農業新聞購読推進依頼、現地調査の日程変更、市長への提言案件の提出等について）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和5年第9回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）
ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和5年9月20日（水） 午前9時50分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員